

役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク福岡定款第19条規定に基づき、役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

役員とは、理事及び監事を併せて役員という。

(報酬等の支給)

第3条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事会が別に定める。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤職員の給与の120%までの範囲を限度として報酬額を総会の議決を経て決定し、理事会が定める。

(報酬の支給)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規定に準ずる。

(費用)

第6条 本法人は、役員等がその職務の遂行にあつて負担した費用については、給与規定第5条をもとに、請求のあった日から遅滞なく支払うもの。

(改定)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行われるものとする。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 この規定は、令和4年10月19日から施行する。